

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に関する特例措置について

アスファルト合材及び生コンクリートの設計単価（実施単価表）は、単価設定地区内における取引価格をもとに設定しているが、廃業等により単価設定地区内のプラントが無くなった場合は、価格が高騰することが想定される。

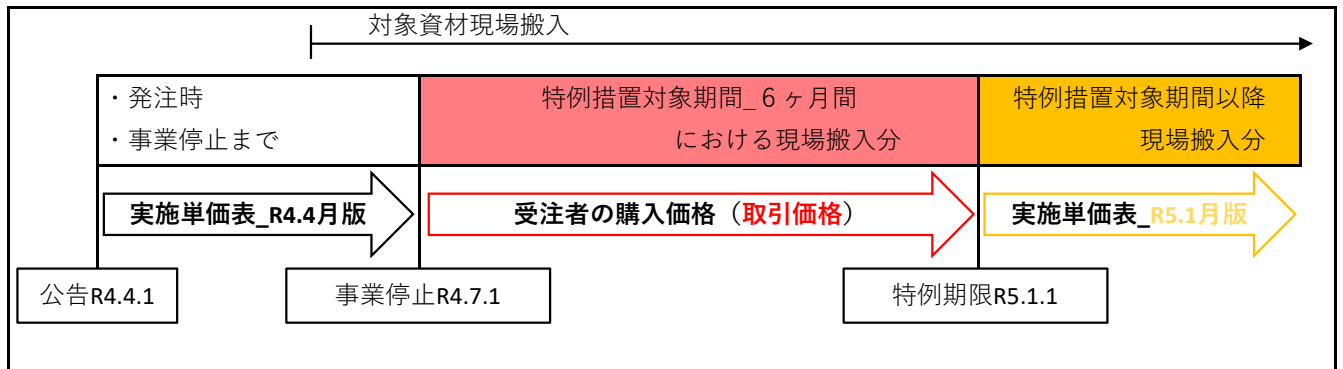
一方、取引価格の調査から実施単価表への反映までには時間を要することから、地区内取引価格が実施単価表に反映されるまでの間、実施単価表と受注者の購入価格との間に大きな乖離が生じることが懸念される。

以上のことから、廃業等により単価設定地区内のプラントが無くなった場合のアスファルト合材及び生コンクリートの単価については、地区内取引価格が実施単価表に反映されるまでの一定期間について特例措置を講じるものとし、必要事項を定める。

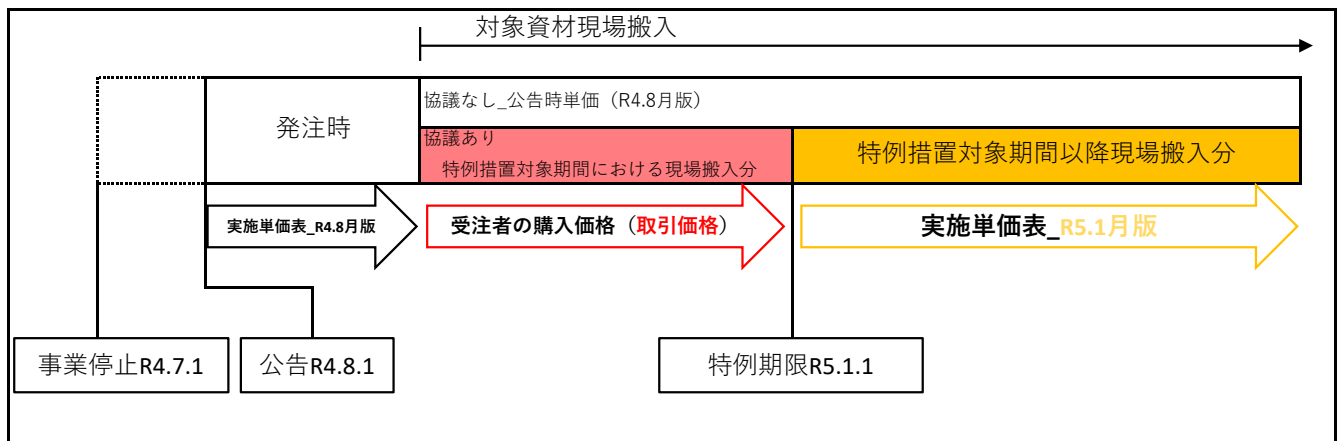
1. 対象資材
 - ・「アスファルト合材」、「生コンクリート」
2. 適用範囲
 - ・「単価設定地区内からプラントが無くなった資材及び地区」
3. 対象期間
 - ・プラントの廃業等に伴い単価設定地区内から資材供給が不可能となる日から6ヶ月間（当該期間内に工事現場に搬入されるものに限る）
（例_事業停止等：令和4年7月1日→令和5年1月1日まで）
4. 設計変更手続き等
 - ・「秋田県土木工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-1-54 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の4. から7. までを適用するものとするが、5. における「地域内及び基地に建設資材がないことを証明する資料」については不要とする。また、本通知前に搬入した資材がある場合においては5. の「工事現場に搬入する前までに」を「工事現場に搬入した資材について」に読み替えるものとする。
5. 対象期間以降単価
 - ・本特例措置における対象資材となったもののうち、上記「3. 対象期間」以降に現場に納入される資材単価については、その時点における実施単価表単価に変更するものとする。

特例措置対象資材_単価適用イメージ

【例①】 発注後事業停止：設計変更協議あり



【例②】 事業停止後 特例期限前発注



【例③】 特例期限後発注

